

ゼミ支援制度のお知らせ

平成23年1月6日

沖縄弁護士会法科大学院特別委員会

委員長 當 真 良 明

琉球大学 LS の在学生、卒業生の皆さんに、沖縄弁護士会法科大学院特別委員会（以下「当委員会」という）から、ゼミ支援制度に関するお知らせがあります。

当委員会では、琉球大学 LS の在学生及び卒業生（以下「学生」という）の学修支援のため、学生が企画運営するゼミについて可能な限り実務家を派遣し、学生のゼミ活動を補助する支援を行っています。

そこで、弁護士の派遣を希望する場合は、以下の要領に従い、琉球大学法科大学院事務局を通じて、沖縄弁護士会宛に弁護士派遣を依頼して下さい。当委員会で派遣が相当であると判断したゼミに対して弁護士を派遣します。（ゼミの企画書の審査は先着順となります。）

なお、当委員会としては、できるだけ学生の希望に添いたいとは考えていますが、ゼミを補助できる弁護士の数や個別の弁護士の仕事の都合の問題もありますので、必ずしも学生の皆さんの希望のすべてに添えるものではないことをご留意いただきたいと思います。

募集要項及び申込用紙は別紙の通りです。

なお、本通知以前にゼミの申込みをされている学生については、順次担当者を派遣すべく担当を割り当てていますので、今しばらくお待ち下さい。

(別紙)

ゼミ支援制度募集要項

平成23年1月6日

沖縄弁護士会法科大学院特別委員会

委員長 當真良明

第1 申込方法

1 申込要件

真剣に学習に取り組む姿勢があり、原則として4人以上の参加者がいること（例外的に3人のゼミを認める場合もあります。）

なお、一人で複数のゼミに参加することはできません。

2 申込方法

別紙申込用紙に記入の上、申込期間内に琉球大学法科大学院事務局を通じて沖縄弁護士会に申し込んでください。申込期間を過ぎての申込みは原則として受け付けません。

なお、申込期間内であっても、派遣対象ゼミが一定数に達した場合には弁護士の派遣が困難となりますので、受付を終了する場合があります。

3 申込期間

(1) ゼミ実施期間：平成23年1月7日から平成23年4月27日ま

での間に実施するゼミ

25年3月末

第2 注意点

- 1 学生においては、ゼミの開始までの余裕をもって申込みをしてください。
- 2 実際にいつ弁護士を派遣できるかについては個別の弁護士の都合が優先されます。
- 3 通年でゼミを行いたい場合でも、その都度申込みが必要です。
- 4 派遣できる弁護士の数に限りがあるため、申込みの先着順に審査し、派遣の有無を決定します。
- 5 当委員会で派遣を決定しても、派遣対象弁護士の都合が付かない場合には派遣時期が遅れる場合があります。
- 6 ゼミの実施状況等については、派遣された弁護士から当委員会及び沖縄弁護士会宛に報告がされます。
- 7 派遣申込み審査に際し、当委員会委員から申込書記載の連絡先宛に問い合わせることがあります。

以上

(別紙)

ゼミ支援制度申込用紙

平成 年 月 日

沖縄弁護士会法科大学院特別委員会 御中

私たちは以下のとおり、貴委員会に対して私たちが企画するゼミに弁護士の派遣を希望します。

1. 申込者（ゼミ代表者）

氏名： 学年：在学（　　年）・卒業生

連絡先：（携 帯）

（メール）

2. ゼミ参加者（代表者を除くメンバー）

氏名：

氏名：

氏名：

氏名：

3. どのようなゼミを運営し、どのような形で弁護士に関わって欲しいか。

4. ゼミ予定日（最終的には担当弁護士と調整して決定されますが、一応の目安として記載してください。）

沖縄弁護士会法科大学院特別委員会使用欄

審査日：平成 年 月 日

派遣の可否 可 不可

派遣弁護士

①弁護士 を派遣する。

②各回別に弁護士を派遣する。